

国海安第 19 号の 2  
平成 19 年 5 月 30 日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤 昇

### 船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

### 記

船舶設備規程（昭和 9 年 2 月 1 日 逡信省令第 6 号）

小型船舶安全規則（昭和 49 年 運輸省令第 36 号）

(別添) 略

#### 船舶検査心得改正の概要

船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示で、MF 無線電話の代替設備として、現在、一般通信用無線電信等の一つとして、800 MHz 帯及び 1.5 GHz 帯で運用する携帯電話・自動車電話)が定められている。(携帯電話が代替として認められるのは、限定沿海区域又は平水区域を航行する船舶のみ。)

このたび、同告示の改正に併せ、船舶検査心得の一部が改正された。

限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で、MF 無線電話の代替として 2.0 GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)が、追加された。

これに併せ、次の注が付されている。

(注 3)携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること。